

## 美術作品のパブリックドメインについて

2022年10月20日

執筆者 弁理士 岡田充浩

### 1 概要

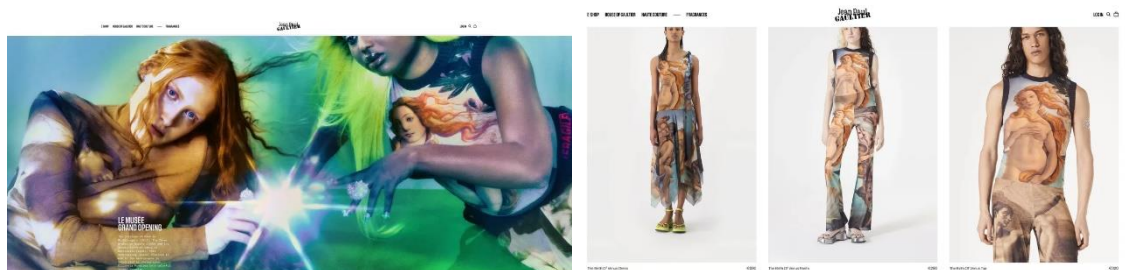
アパレル業界では、様々なデザインが日々創作され、クロード・モネ等の古典美術作品をモチーフとしたTシャツ等が販売されています。しかしかかる行為は法的制限を受ける場合があります。先日の報道では、イタリア・フィレンツェ市の美術館が、所蔵作品の無断利用に対する提訴を検討中、との記事がありました。

本稿では上記の報道を一例として美術作品を商用利用する際の注意点について御紹介致します。

### 2 本事案について

冒頭の事例は以下の通りです。

今年4月に、ジャンポールゴルチェは、サンドロ・ボッティチェリ作「ヴィーナスの誕生」の図柄をあしらったTシャツやワンピース等のコレクション「ル・ミュゼ」を発表しました。所蔵者であるフィレンツェ市のウフィツィ美術館は、所蔵作品が無断利用されたと主張し、ゴルチェに対して使用許諾と使用料支払を要求しました。しかし改善されなかったため差止及び損害賠償請求を検討することとなりました。



出展 ル・ミュゼ コレクション、WWDJAPAN 掲載

### 3 美術作品の法的保護について

イタリア著作権法（以下「イ著法」といいます）に依れば、彫刻・絵画・版画等の造形美術は著作物であり（イ著法第2条(4)）、法的保護がなされています。

より詳細には著作者は、排他的利用権を保有しており（イ著法第12条～19条）、例えば著作物を排他的に複製し（イ著法13条）、著作物又は複製物を排他的に流通・市販し（イ著法17条）、原著作物の改作ができます（イ著法第18条）。

排他的利用権には一定の制限が設けられ、例えば私的利用の場合、著作物の複製が認められています（イ著法68条①）。私的利用等を目的とする図書館所蔵の著作物の複写が認められています（イ著法68条②）。議論や教育を目的とする著作物の要約や引用行為が認められています（イ著法第70条①）。

著作者は、排他的利用権の他に、著作者人格権を保有しています（イ著法第20条～24

条)。例えば著作者は、著作者の名誉等を害する著作物の改変等に対し異議申立てができません（同一性保持権、イ著法 20 条）。

著作者人格権は、著作者の死後も引き続いて配偶者や子孫等の遺族が無期限で主張することができます（イ著法第 23 条）。これに対し排他的利用権は有限であり、著作者の生存中及び死後 70 年経過までとされています（イ著法第 25 条）。

排他的利用権の失効後、造形美術の著作物はパブリックドメインとなり、社会の公共財産として何人も商用利用が可能となります。代表的なパブリックドメインは、所蔵者である美術館を通じて公開されています。

ところで冒頭の「ヴィーナスの誕生」は、1483 年又はそれ以前にボッティチェリにより描かれた美術作品とされており、パブリックドメインとなっています。

しかし報道に依れば、ウフィツィ美術館は、ジャンポールゴルチェ発表の「ル・ミュゼ」が「ウルバーニ法典（文化財と景観の法典）」に違反していると主張しています。ウルバーニ法典は、イタリア憲法第 9 条「…イタリア共和国は、国の景観及び歴史的芸術的遺産を保護する。」の条文を根拠として 2004 年に施行された法律であり、イタリア著作権法とは別個独立して適用されます。

このように古典の美術作品がパブリックドメインとなる場合でも、著作権以外の法律に基づき商用利用が制限される場合があるため注意が必要です。

## 4 美術作品の法的保護の制限

### 4.1 原則（パブリックドメイン）

上記のとおり、イタリアでは著作者の死後 70 年経過後、パブリックドメインとなり商用利用が可能となります（イ著法 25 条等）。

所蔵者の公開情報に依れば、ジョルジュ・スーラ作「グランド・ジャッド島の日曜日」（1886 年頃）、フィンセント・ファン・ゴッホ作「耳に包帯をした自画像」（1889 年頃）、クロード・モネ作「睡蓮」（1915～26 年頃）等がパブリックドメインとなります。

一方、古典作品と思われがちな、パブロ・ピカソ作品やサルバドール・ダリ作品は、著作者夫々が 1973 年没、1989 年没であり、未だ著作権が存続しているので、商用利用の際には注意が必要です。

### 4.2 例外

#### 第1 著作者人格権

パブリックドメインであっても、商用利用が無制限ではありません。例えば著作者人格権は無期限に主張できるため、作風が喪失するほどの翻案の場合には、著作者人格権に基づき商用利用が制限されます。例えばパロディ作風の商品の場合には注意が必要です。

#### 第2 写真の著作権

パブリックドメインであっても、パブリックドメインを撮像した写真の著作権を侵害する場合には、写真の著作権に基づき商用利用が制限されます。例えばモチーフにする画像を、美術館発行の写真集から取得した場合には注意が必要です。

### **第3 美術館の所有権**

パブリックドメインであっても、所蔵者の美術館の所有権を侵害する場合には、当該所有権に基づき商用利用がされます。例えば所蔵者のウェブサイト等に、所有権に関する制限事項が掲載されている場合には注意が必要です。

### **第4 その他の法律**

パブリックドメインであっても、上記のような著作権と別途独立の法律に基づき商用利用が制限される場合があります。各国の文化財や景観に関する法律に注意する必要があります。

### **5 結び**

本稿では著作権（排他的利用権）の保護期間が経過することでパブリックドメインとなった古典美術作品であっても商用利用が無制限ではない旨を御紹介しました。

古典美術作品をモチーフとする商品を販売する場合には、予め所蔵者に確認する等して、無用な紛争を避けることが大切です。

以上